

平成30年度
相模原市監査等の結果

令和元年8月
相模原市監査委員

目 次

第 1 章	平成 3 0 年度の監査実施状況	1
第 1	財務監査	1
第 2	行政監査	1 0
第 3	小・中学校監査	1 4
第 4	工事監査	1 6
第 5	財政援助団体等監査	1 8
第 6	監査の結果から把握した不適正な事例の主な要因	2 1
第 7	監査の結果に基づく意見	2 3
第 2 章	平成 3 0 年度の検査実施状況	2 5
第 1	例月現金出納検査	2 5
第 3 章	平成 3 0 年度の審査実施状況	2 6
第 1	決算審査及び基金運用状況審査	2 6
第 2	健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	3 5

監査結果の詳細については、相模原市のホームページに掲載しています。
ホームページアドレス
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/kansa/index.html>

第1章 平成30年度の監査実施状況

平成30年度の監査に当たっては、重点的に取り組むべき事項を定め、監査結果が事務・事業の改善に資することとなるよう指導監査を第一義として、これまでの監査結果を踏まえて誤りや不正等が発生するリスクを考慮した上で、実施方法及び実施手続を定めて監査を実施した。

【重点的に取り組むべき事項】

複数の局、区等により横断的に実施されている事業又は複数の局、区等に
共通・関連する事項

1 者随意契約に関する事務

平成29年度に指摘事項とし、その後措置が講じられた事項

これまで監査を実施していなかった事項

第1 財務監査

1 実施方法

財務監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から局、区等を単位として実施した。監査対象の選定に当たっては、原則3年間で全ての局、区等を網羅するものとし、過去の実施状況を勘案して決定した。

平成30年度は第1期、第2期及び第3期に分けて実施し、監査対象年度は第1期が平成29年度分及び平成30年度分、第2期及び第3期は平成30年度分とした。ただし、必要に応じて対象年度以前に執行した事務についても対象とした。

2 実施手続

- (1) 監査委員は、実施計画を策定する。
- (2) 監査委員は、市長及び監査対象の執行機関の長に対して監査の実施を通知する。
- (3) 事務局長は、監査対象の課・機関の長に対して調査の実施を通知する。
- (4) 事務局において、調査を実施する。
- (5) 事務局長は、監査委員に対して、調査の結果を報告する。
- (6) 監査委員は、監査を実施し、その結果を講評する。
- (7) 監査委員は、議長、市長及び監査を実施した執行機関の長等に対して、監査の結果を提出し、公表する。
- (8) 監査委員は、指摘事項、注意事項について適時状況の確認を行うとともに、議長、市長又は執行機関の長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったときは、当該措置について公表する。
- (9) その他の事項については、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号)の規定に基づくものとする。

3 監査対象部局及び監査実施日

監査対象部局	監査実施日
緑区役所、中央区役所及び南区役所	平成30年10月3日
健康福祉局	平成31年1月9日
危機管理局	平成31年3月18日
こども・若者未来局	

4 監査の結果

区分	件数
指摘事項	14件
注意事項	10件
意見	5件
計	29件

<p>区分の説明</p> <p>指摘事項 ... 事務の執行や事業の管理が違法又は不当な事項について、不適切なものとして是正を勧告するもの</p> <p>注意事項 ... 指摘事項に至らない内容で、監査委員が注意を必要と判断したもの</p> <p>意見 ... 組織及び事務運営のより一層の効率化・合理化等を求めることが必要と判断したもの</p>

(1) 指摘事項

ア 緑区役所、中央区役所及び南区役所

概要	措置公表日
<p>【委託料の支出に関する事務(緑区役所区政策課)】</p> <p>緑区合同庁舎清掃業務委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア) 公契約条例第8条に基づき契約書に定めるものとされている事項のうち、労働者の継続雇用に関する事項が定められていなかった。</p> <p>(イ) 仕様書では、清掃日報を日ごとに実施日の翌営業日正午までに提出することとされているが、提出が全て確認できなかった。</p> <p>(ウ) 清掃業務について、仕様書に添付された基準表と実施報告書の清掃箇所が相違が見られた。</p>	平成30年 11月28日
<p>【委託料の支出に関する事務(緑区役所城山まちづくりセンター)】</p> <p>城山総合事務所総合管理業務委託において、次のような事例が見</p>	平成30年 11月28日

<p>られた。</p> <p>(ア) 個人情報取扱事務委託基準における「契約上の措置例」に例示されている作業責任者等の届出に関する規定等が契約書に定められておらず、必要な報告書類が提出されていなかった。</p> <p>(イ) 委託業務の一部が再委託されていたが、「入札・契約事務の適正な執行について」に定められた事前の承諾が行われていなかった。</p> <p>(ウ) 仕様書に規定された、責任者の所持する資格を証する書面の写しや従事者に変更があったときの変更後の名簿の提出が確認できなかった。</p> <p>(エ) 日常清掃及び冷暖房設備保守業務において、仕様書や実施報告書等の書類間で頻度や設備の型式等の内容に相違が見られたほか、冷暖房設備の点検業務について仕様書の表記が不明確な事例などが見られた。</p>	
<p>【委託料の支出に関する事務(緑区役所相模湖まちづくりセンター)】</p> <p>相模湖総合事務所建物総合管理業務委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア) 公契約条例第8条に基づき契約書に定めるものとされている事項9項目が全て定められていなかった。</p> <p>(イ) 4件の業務が再委託されていたが、うち1件について、事前の承諾が行われていなかった。</p> <p>(ウ) 空調設備保守点検業務について、契約書に定められた冷温水発生機の点検報告書の提出が確認できなかった。</p> <p>(エ) 日常清掃業務について、仕様書に添付された基準表と実施報告書の清掃頻度に相違が見られたほか、エレベーター保守業務について仕様書の表記が不明確な事例が見られた。</p>	<p>平成30年 11月28日</p>
<p>【委託料の支出に関する事務(南区役所区政策課)】</p> <p>(ア) 南区合同庁舎清掃業務委託において、公契約条例第8条に基づき契約書に定めるものとされている事項のうち、労働者の継続雇用に関する事項が定められていなかった。</p> <p>(イ) まちづくりセンター自家用電気工作物保安管理業務委託ほか3件の契約において、契約規則第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。</p> <p>(ウ) まちづくりセンター自家用電気工作物保安管理業務委託において、年次点検実施後に点検業務の検査・検収を行った上で支払を行うべきところ、契約締結時に作成した支払内訳書の予定どおりに支払を行ったため、実際に行われた年次点検より先に年次点検手数料の支払がされていた。</p>	<p>平成30年 11月28日</p>

イ 健康福祉局

概 要	措置公表日
<p>【社会福祉費雑入の徴収に関する事務(地域包括ケア推進課)】</p> <p>あじさい大学受講者負担金の徴収事務の執行において、平成30年5月25日から同年6月25日までの間の追加入学者9名の入学</p>	<p>平成31年 3月8日</p>

<p>決定に係る決裁処理が行われないまま入学決定の通知がされ、負担金が徴収されていた。</p> <p>当該負担金の徴収事務に関しては、平成25年度及び平成28年度に実施した定期監査において、調定書を作成しないまま納入通知書を交付していた事例が見られたことから指摘事項としたところであり、これに対し市長から、平成26年1月には「地方自治法、相模原市会計規則等の遵守」、「複数職員による重層的なチェックの実施」などの措置を講じた旨、平成29年1月には「当該指摘のあった歳入徴収関連事務をはじめとする全ての事務執行について定期的に根拠法令等の遵守を徹底する取組を推進し、適正な事務執行を課内一丸となって取り組む」旨、通知を受けていた。しかしながら、当該徴収に関連する事務の執行において依然として不適正な処理が行われていた。</p>	
<p>【旅費の支出に関する事務(中央障害福祉相談課)】</p> <p>「旅費事務の手引き」によると市内出張モデルケースで示された経路を使用する場合には、市内出張区域表に定める勤務場所区域と目的地域間の経路により旅費を確定することとなるが、平成30年6月の出張2件に係る旅費について、出張先の区域とは異なる区域により算定したため、過払い及び支給不足となっていた。</p>	平成31年 3月8日
<p>【旅費の支出に関する事務(障害者更生相談所)】</p> <p>平成30年4月から同年7月までの出張17件に係る費用について、バス運賃を算入せずに旅費を算定していた事例や、非常勤特別職職員の出張において定期券相当額が支給されている通勤経路と重複する経路により出張した場合でも支給することとなっている当該重複区間分を算入せずに算定を行っていた事例等により、支給不足となっていた。</p> <p>旅費の支給事務に関しては、平成26年度に実施した定期監査において、支給誤りがあったことから注意事項としたところであるが、今回も不適正な事例が見られた。</p>	平成31年 3月8日
<p>【委託料の支出に関する事務(障害政策課)】</p> <p>(ア) 視覚障害者情報センター窓口業務等委託の契約において、公契約条例第8条に基づき契約において定めるものとされている事項のうち、労働者の継続雇用に関する事項が定められていなかった。</p> <p>(イ) 視覚障害者情報センター窓口業務等委託ほか2件の契約において、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、契約規則第30条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。</p> <p>(ウ) 津久井障害者地域活動支援センターの指定管理業務において、施設清掃業務等が再委託されていたが、「入札・契約事務の適正執行について」に定める書面による事前の承諾が行われていなかった。</p>	平成31年 3月8日
<p>【委託料の支出に関する事務(高齢政策課)】</p> <p>老人福祉センター溪松園及び若竹園の指定管理業務において、指定管理者から提出された再委託の承認を求める内容を含む平成30年度年間事業計画書に基づき、施設点検等35業務の再委託が承認されていたが、当該事業計画書には再委託に係る業務内容は記載さ</p>	平成31年 3月8日

<p>れていたものの再委託先が記載されていなかった。</p> <p>また、協定書に基づく施設点検業務等に関し、当該事業計画書は協定書と相違する年間実施回数が記載されていた。さらに、指定管理者から提出される月次報告書においても、実施回数が協定書と相違しており、一部の業務については実施したことを示す記載がなかった。また、平成29年度における若竹園のボイラー保守点検業務の実施回数は年1回であることを確認したが、協定書では年2回とされていた。</p>	
<p>【委託料の支出に関する事務(高齢政策課)】</p> <p>平成30年度介護サービス情報公表事業業務委託において、仕様書や関連法令を確認したところ、平成30年4月1日に市が介護保険法に基づき指定を行った指定情報公表センターについて、介護保険法施行令に基づく名称等の公示が行われていなかった。</p> <p>また、同令において、指定情報公表センターは情報公表事務規程を定め、市長の認可を受けなければならないとされているが、指定情報公表センターから提出されていた当該事務規程の認可が行われていなかった。</p>	<p>平成31年 3月8日</p>
<p>【委託料の支出に関する事務(中央高齢者相談課)】</p> <p>(ア) あじさい住宅等緊急通報装置受信業務委託において、市営あじさい住宅等の高齢者専用住宅の居住者が急病等の緊急時に通報装置で発報した信号を電話回線により受託者が受信し、駆け付け業務等のサービスを行う当該業務委託の対象である市営あじさい住宅の1戸において、平成29年12月に空室となったことを平成30年1月に把握していたにもかかわらず、受託者に対してサービス終了の指示を行っていなかった。本来、受託者は、市からのサービスの開始及び終了の電話による指示を受けて当該月の各住戸のサービス継続の有無を把握し、市が作成する当該月のサービス実施状況を示す「委託明細」の送付を受けた後、翌月初旬に「事業報告書」を市に対し提出する手順とされていることから「委託明細」と「事業報告書」の内容は通常一致すべきものであった。しかしながら、平成29年12月分の「委託明細」上は当該住戸は「空室」、「事業報告書」上は「サービス使用」と異なる内容が記載され、平成30年1月から同年6月までの間、「委託明細」に基づく支払事務が行われていた。</p> <p>また、平成29年9月に新たに入居し、同年10月からサービスを開始すべき同住宅の別の住戸1戸について、同月初旬に入居情報を得ていたにもかかわらず、サービス開始の手続を行ってなかったことにより、平成29年10月分の当該住戸分の請求及び支払は発生していなかった。その後、同年12月から「委託明細」上は当該住戸をサービス対象とし、支払を行っていたが、依然として受託者に対しサービス開始の手続を執らなかったため、受託者が当該住戸を「空室」と記載した「事業報告書」を市は受領し、「委託明細」に基づく支払事務が行われていた。</p> <p>なお、あじさい住宅等緊急通報装置受信業務委託ほか1件の契約において、契約規則第30条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。</p>	<p>平成31年 3月27日</p>

<p>(イ) あじさい住宅等緊急通報装置受信業務委託の契約において、契約書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める、契約の相手方が業務を再委託した場合の再委託先の作業責任者等の届出等が提出されていなかった。</p> <p>(ウ) ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒事業委託において、委託業務を実施する根拠となる「ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒等事業実施要綱」で引用している他の要綱の条項が誤っていた。</p>	
<p>【扶助費の支出(現金管理)に関する事務(南生活支援課)】 生活保護費の住宅扶助における随時支給の状況を確認したところ、4人世帯から申請があった借間の契約更新料において、実際の契約更新料は95,640円であったが、3人世帯の上限額93,000円(4人世帯の上限額は99,000円)を適用して支給したことにより、支給不足が生じていた。</p>	<p>平成31年 3月8日</p>

ウ 危機管理局

概 要	措置公表日
<p>【委託料の支出に関する事務(危機管理課)】</p> <p>(ア) 非常用発電設備等保守点検業務委託において、仕様書に基づき契約相手方から保守点検業務実施計画書が提出されていたが、保守点検対象機器の設置場所の一部について記載がなかった。また、同委託ほか1件の契約において、仕様書別紙で引用している条例が特定できなかった。</p> <p>(イ) 防災備蓄品・案内板等維持管理業務委託において、契約書に基づき契約相手方から提出された実施結果報告書について異常箇所の内訳件数等に記載誤りが多数あるにもかかわらず、そのまま受領していた。</p> <p>平成26年度に実施した定期監査において、契約書の不備や見積書の金額の誤りが見られたことから注意事項としたところ、「担当職員、副担当職員、財務取扱職員、決裁権者までの確認を徹底することにより、適正に事務を執行していく」旨の報告を受けていたが、同一の業務委託に係る契約事務において、依然として不適切な事例が見られた。</p>	<p>平成31年 4月26日</p>

エ こども・若者未来局

概 要	措置公表日
<p>【委託料の支出に関する事務(児童相談所)】 児童相談所設備定期点検等業務委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア) 受注者は業務の一部を第三者に再委託していたが、契約書には発注者の書面による事前の承諾について記載されておらず、再委託された7件の業務について、市長名による書面での承諾が行われていなかった。</p> <p>(イ) 昇降機の遠隔監視点検に係る報告について、再委託先が点検を実施していたにもかかわらず、受注者が作成した報告書が提出されており、再委託先が作成した報告書の提出が確認できなかった。</p>	<p>平成31年 4月26日</p>

(ウ) 受注者が実施した消防用設備等の点検結果に基づき市が消防署長に提出した定期点検に係る報告書について、点検実施責任者が所属する会社の名称を誤っていた。

(2) 注意事項

ア 緑区役所、中央区役所及び南区役所

概 要
<p>【委託料の支出に関する事務(南区役所区政策課)】</p> <p>(ア) 南区合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託において、蓄電池設備に関する点検が実施されていたが、提出された点検結果を示す報告書の内容は、仕様書に定められた蓄電池設備の点検内容と対応しておらず、不完全かつ不明確であった。</p> <p>(イ) まちづくりセンター自家用電気工作物保安管理業務委託及び相武台まちづくりセンター自家用電気工作物保安管理業務委託において、業務内容が類似するこれら2件の契約を契約規則第26条第6号の「随意契約によることができる額」に該当するものとして、それぞれ見積合せを実施し個別に契約を締結していた。</p>

イ 健康福祉局

概 要
<p>【委託料の支出に関する事務(地域医療課)】</p> <p>病院群輪番制運営事業委託ほか1件の契約において、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、契約規則第30条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。</p>
<p>【委託料の支出に関する事務(障害福祉サービス課)】</p> <p>障害児者入浴サービス事業委託ほか2件の契約において、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、契約規則第30条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。</p>
<p>【委託料の支出に関する事務(地域包括ケア推進課)】</p> <p>(ア) 高齢者大学の運営に関する事務委託ほか1件の契約において、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、契約規則第30条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。</p> <p>(イ) 高齢者大学の運営に関する事務委託の契約書の「特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特記事項」において、個人情報等の取扱いに関する定期報告及び緊急時報告の手順を「受注者」が定めるべきであると認識していたにもかかわらず、「発注者」が定めるものと記載していた。</p>
<p>【委託料の支出に関する事務(地域保健課)】</p> <p>総合保健医療センター総合管理業務委託契約において、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、契約規則第30条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。また、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、支出命令書の検査・検収日が実際に検査・検収が行われた日より前の日付になっていた。</p>
<p>【委託料の支出に関する事務(疾病対策課)】</p> <p>(ア) 電子計算機入力データ作成業務委託契約において、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、契約規則第30条に基づき契約書に記載し</p>

<p>なければならない監督及び検査について記載されていなかった。また、契約書の「特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特記事項」において、個人情報等の取扱いに関する定期報告及び緊急時報告の手順を「受注者」が定めるべきであると認識していたにもかかわらず、「発注者」が定めるものと記載していた。</p> <p>(イ) 予防接種業務委託(市医師会)において、支出負担行為額の決定に当たり、麻しん風しん混合2期の予診料を契約単価で計算すべきところ、誤った単価で計算していた。なお、決定の過程において、最終的な合計金額の端数を切上げ処理していたことから支出負担行為額には影響がなく、支出命令額も契約単価を基に正しく計算されていた。</p> <p>(ウ) 電子計算機入力データ作成業務委託契約において、仕様書に記載されている「別に定める入力データ仕様書」が示す書類が実際の名称とは異なっていたため特定できなかった事例や、受注者に提出させる必要がない誓約書の提出を仕様書に定めていた事例などが見られた。</p>
<p>【扶助費の支出(現金支給)に関する事務(緑生活支援課)】</p> <p>生活保護費の支給事務において、前渡金の管理状況について確認したところ、会計規則に規定する前渡金受払簿が作成されていなかった。</p>
<p>【扶助費の支出(現金支給)に関する事務(南生活支援課)】</p> <p>生活保護費の支給事務において、前渡金の管理状況について確認したところ、会計規則に規定する前渡金受払簿が作成されていなかった。</p>

ウ こども・若者未来局

概 要
<p>【使用料の徴収に関する事務(中央子育て支援センター)】</p> <p>中央療育相談児童発達支援事業所の利用契約書において、契約期間の始期が契約締結日より前の日付になっていた。</p>
<p>【委託料の支出に関する事務(児童相談所)】</p> <p>児童相談所給食調理業務委託契約において、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア) 仕様書等が、契約書と一体のものとしてつづられていなかった。</p> <p>(イ) 仕様書では、受託者は業務計画書を速やかに提出して児童相談所の承認を受けなければならないとされているが、提出された業務計画書について承認に係る決裁処理を行っていたものの、受注者への業務計画書の承認に関する書面を確認することができなかった。</p>

(3) 意見

概 要
<p>【委託業務の履行確認について(緑区役所、中央区役所及び南区役所)】</p> <p>清掃業務をはじめとする様々な委託業務において、契約書、仕様書等に記載された業務の適正な履行を提出書面その他の手段によって確認することは、公金を支出する上での重要な根拠となるものである。</p> <p>委託業務の履行確認は、検査・検収によって行われ、契約書類の記載内容と受注者から提出される報告書及び添付図書との照合や、業務終了後の立会いなどにより実施されていることから、市が効率的、効果的に検査・検収を実施するためにも、契約書類及び報告書類の内容は、分かりやすく相互に整合が図られていることが不可欠である。</p>

「契約事務の手引き」には、過去の事務手続や書類が完全であるとは限らないことから、年度当初などには必ず契約書等を見直すことが記載されているが、契約書類と報告書類の不整合や矛盾、第三者に分かりにくい表現等は依然として多く見られ、十分な履行確認が行われていない事例が散見される。

今後、契約事務を所管する各部局においては、「業務の効率的かつ効果的な遂行」を目的の一つに掲げる内部統制制度の導入に当たり、契約書類や報告書類について不断の見直しや工夫を行い、検査・検収の精度を保ちつつ、事務処理の効率化・省力化に努められたい。

【契約書の記載事項について(監督及び検査)(健康福祉局)】

委託料の支出に関する事務について調査したところ、14件の契約において、契約規則第30条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかったことから指摘事項又は注意事項としたところである。

このうち2件の契約を所管する1課においては、当該契約における委託料が概算払と前金払であることから業務完了時の検査・検収は不要であると誤認しており、それ以外の12件の契約を所管する6課においては、契約の相手方が業務に関する報告書や納品書を市に提出する旨の契約書の条項をもって監督及び検査の記載に当たるものと認識していた。

契約規則第30条では、契約書に記載しなければならない事項を13項目にわたって規定している一方、「契約の性質又は目的により該当のない事項は、この限りでない」とのただし書が付されているが、契約事務を所管する各課が参考としている「契約事務の手引き」において、監督及び検査について記載した契約書の具体例や監督及び検査等の事項の記載を省略できる場合の具体例などは示されていない。

今後、契約事務を所管する各課においては、契約規則第30条に掲げる契約書の記載事項についての正しい認識の下、適正な契約事務の執行に努められたい。あわせて、各課における契約書の作成及びその内容確認が統一かつ適正に行われるよう「契約事務の手引き」の内容を充実させるなど、所要の対応を図られたい。

【生活保護費支給事務の統一的運用について(健康福祉局)】

生活保護費の現金支給に係る前渡金の管理状況について確認したところ、緑生活支援課及び南生活支援課において、会計規則に定める前渡金受払簿が備えられていなかったことから注意事項としたところであるが、日々行われる現金出納に係る確認手順は区ごとに設置された各生活支援課において若干異なっており、使用する書類の様式の一部についても統一されていない状況であった。

生活保護費の現金支給に当たっては、現金の出納・保管事務が適切かつ円滑に行われるよう会計規則及び「前渡金取扱事務の手引き」等に基づく統一的な運用及び事務処理が求められている。

今後、各生活支援課においては、事務処理の適正化・効率化の観点から、前渡金管理事務をはじめとする会計事務全般の統一的運用に向けた見直しや工夫を行い、地域福祉課は生活保護事務に係る企画、運営、指導等を所掌する立場から、各生活支援課に対し必要な支援を行われたい。

【個人情報等の取扱いに関する報告手順書の記載内容及び運用(危機管理局)】

災害情報共有システムサービス提供業務において、契約書の「個人情報等の取扱いに関する特記事項」に基づき市が策定した「個人情報等の取扱いに関する報告手順書」に報告の時期や頻度、対応者、方法、想定される緊急事態の内容等具体的な記載がなく、報告の実務上の手順が不明確な事例が見られた。

手順書は、個人情報を取り扱うこととなった受注者が、個人情報の取扱いの状況を市に対し定期又は緊急時に報告する際に準拠するものであり、契約当事者双方がその手順等を十分に把握していることが求められる。

特に個人情報の漏えいや改ざん等の重大事態が発生した場合には、一定の手順に従い受注者から市に対し確実かつ速やかに報告が行われ、市は直ちに対策を講じなければならないことから、今後、契約担当課においては、必要に応じて手順書の記載内容の充実や見直しを行い受注者に提示するとともに、個人情報保護に関する事務を所掌する情報公開課及び情報セキュリティに関する事務を所掌する情報政策課においては、契約担当課が適切に対応できるよう必要な支援について検討されたい。

【請負契約における契約書の記載事項について(こども・若者未来局)】

児童相談所設備定期点検等業務委託ほか2件の契約について、委託業務の遂行に当たり受注者がその労働者に対して指揮命令を行う請負契約として締結されたものであったが、発注者が労働者に対して指揮命令を行う労働者派遣であるかのような疑念を生じさせかねない「発注者は、受注者の業務遂行に必要な一切の事項を指示する」との記載が契約書に見られた。

形式上は請負・委託として契約を締結しているものの、発注者が労働者を指揮命令して就労させている場合を偽装請負といい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等に抵触する行為とされている。このため、毎年度末に経営監理課長から各課・機関の長に対して発出される通知においては、新年度契約に向けて業務委託の契約内容等を確認し、偽装請負が疑われる形態とならないよう注意喚起が行われているところである。

今後、業務委託契約を所管する各課においては、当該通知に添付された「業務委託における事務事業等の適正化の自主点検表」等を活用することにより、適切な契約事務の執行に努められたい。

第2 行政監査

1 実施方法

行政監査は、財務監査の対象とした局、区等に対し、重点調査項目として1者随意契約における業者選定の妥当性等について、財務監査と併せて実施した。

上記の監査とは別に、社会の動向や本市を取り巻く内外の諸状況等を勘案した上で、複数の局、区等に横断的に実施されている事業について時宜に適ったテーマを定めて実施した。

いずれの監査も、市の事務執行の経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性を観点として実施した。

2 実施手続

財務監査と同様である。

3 監査対象部局及び監査実施日

(1) 行政監査(財務監査と併せて実施)

監査対象部局	監査実施日
緑区役所、中央区役所及び南区役所	平成30年10月3日
健康福祉局	平成31年1月9日
危機管理局	平成31年3月18日
こども・若者未来局	

(2) 行政監査(単独実施)

監査対象課等	監査実施日
管財課、契約課、緑市税事務所、商業観光課、津久井地域経済課、公園課、南清掃工場、橋本台環境事業所、津久井クリーンセンター、都市整備課、緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所、学校保健課(津久井学校給食センター)、生涯学習課(津久井生涯学習センター)、橋本図書館、博物館、消防総務課及び会計課	平成31年3月26日

4 監査の結果

(1) 行政監査(財務監査と併せて実施)

重点調査項目として、「契約における業者選定(1者随意契約の場合)について」をテーマと定め監査を実施した結果、検討すべき事項は2件であった。

行政監査では、指摘事項及び注意事項を「検討すべき事項」としている。

ア 検討すべき事項

(ア) 緑区役所、中央区役所及び南区役所

概要	措置公表日
<p>【1者しかないと判断した経過や理由について(南区役所区政策課)】 旧相武台まちづくりセンター低濃度PCB廃棄物収集運搬処分業務委託における1者随契理由書の契約の相手方とする理由欄を確認したところ、「今年度中にすべてを実施できる関東地方の事業者は、この相手方のみである」と記載されていたが、当該相手方しかないと判断するに至った過程が不明確であり、説明責任を果たしているとは言い難い状況であった。</p>	平成30年11月28日

(イ) 健康福祉局

概要	措置公表日
<p>【再委託を行う場合の事前承諾について(高齢政策課)】 委託業務の再委託に関しては、契約課長通知において、委託業務の一部を再委託する場合は必ず発注者の書面による事前の承諾を得る旨を条文に盛り込むよう契約書の記載例が示されているが、平成30年度全国健康福祉祭(スポーツ交流大会等)選手選考・派遣事業委託に係る契約書においては、発注者の書面による事前の承諾につ</p>	平成31年3月8日

<p>いて記載されていなかった。</p> <p>また、発注者から再委託に係る申請書類が市に提出され、市では承諾に係る決裁処理を行っていたものの、受注者への再委託の承諾に関する書面を確認することができなかった。</p>	
--	--

(2) 行政監査(単独実施)

「市有財産(建物及び物品)の管理及び活用について」をテーマに定め、財産台帳に登録されている市有財産のうち、建物及び物品について、管理に関する各手続が関係法令や諸規程に準拠して行われているか、財産台帳に正確に記録されているかなど有効性及び合理性の観点から調査し、今後の適正な管理運用に資することを目的として監査を実施した結果、検討すべき事項は7件、意見は5件であった。

ア 検討すべき事項

概 要	措置公表日
<p>【財産台帳の適切な整備と適正な市有財産管理事務について(管財課)】</p> <p>管財課が財産台帳の登録内容を管理するための財産管理システムと、財産に関する調書の基となる管財課の財産調のデータについて抽出により調査したところ、建物の面積や物品の数量、種目などが一致しない事例、滅失した建物や処分済みの物品が登録されたままになっていた事例が見られた。</p> <p>また、市有財産条例施行規則に基づき財産台帳に附属させておくべき図面が確認できなかった事例が見られた。</p>	令和元年 8月6日
<p>【建物の異動等に係る手続について(商業観光課、都市整備課)】</p> <p>解体済みの建物について、公用廃止及び異動に係る手続が市有財産事務取扱規程に定める時期に行われたことが確認できず、財産管理システム、財産調ともに登録されたままの状態となっていた。</p> <p>さらに、自転車駐車場の一部の建築物が災害共済に加入していなかった。</p>	令和元年 5月31日
<p>【物品に係る市有財産管理事務について(管財課)】</p> <p>物品に関する市有財産事務取扱規程の適用については明確でなく、物品の取得等については物品規則等に基づく事務処理が行われていた。</p>	検討中
<p>【不用物品に係る入庫処理について(商業観光課、学校保健課)】</p> <p>処分済みの物品について、不用になり又は使用に耐えなくなった時点で入庫処理が行われたことが確認できず、財産管理システム、財産調ともに登録されたままの状態となっていた。</p>	令和元年 5月31日
<p>【不用物品の処分手続について(契約課)】</p> <p>不用物品の処分手続について、物品処分書による不用の決定を行っていることが確認できなかった。</p>	令和元年 5月31日
<p>【自動車台帳等の未作成について(津久井地域経済課、津久井生涯学習センター)】</p> <p>管理する自動車について、備品管理カードや自動車台帳が作成されていなかった。</p>	令和元年 5月31日

<p>【自動車に係る定期点検整備の未実施について(津久井地域経済課、南清掃工場、津久井クリーンセンター、緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所)】</p> <p>管理する自動車の一部について道路運送車両法に定める検査は実施していたものの、定期点検整備を実施していなかった。</p>	<p>令和元年 5月31日</p>
---	-----------------------

イ 意見

概 要
<p>【所管課における適正な市有財産管理について】</p> <p>市有財産に関する情報の正確な把握により財産を適正に維持管理し、有効に活用していくためには、財産の管理に対しても現金等の管理の重要性と同等の認識を持つなど、意識の向上を図っていく必要がある。</p> <p>今後は、市有財産管理事務に係る手続等の有効性について改めて検証を行うとともに、財産台帳等の情報が所管する市有財産の実態と相違していないか管財課と所管課が相互に確認を行うための体制を整えるなど、市有財産管理事務の正確性及び効率性の向上に努められたい。</p>
<p>【物品管理事務について】</p> <p>所管課で処分された物品について入庫処理が行われていない事例が散見された。</p> <p>市有財産である物品を適正に管理するためには、物品規則等に従い所管課が適切な時期に遺漏なく必要な手続を行った上で、保有状況を正確に記録し、把握していることが求められる。</p> <p>備品である物品の総括管理及び物品の出納、保管事務を所管する契約課においては、適正な物品管理事務が行われるよう物品管理に関する事務処理手順等について更なる庁内周知を図るなど、所要の対応を講じられたい。</p>
<p>【自動車台帳及び運転日報の整備について】</p> <p>自動車台帳及び運転日報は適切な保守管理や運転状況の把握を行う上で必要であることから、自動車を管理する所管課が遺漏なく適切に作成しなければならないものであり、今後、庁用自動車管理規則を所管する管財課においては様式や記載内容等について例示するなど、適切な管理による安全な運行等に資するよう所要の対応を図られたい。</p>
<p>【市有財産管理に係る会計管理者の職務について】</p> <p>地方自治法第170条第2項には普通地方公共団体の会計管理者が所掌する会計事務の一つとして「財産の記録管理を行うこと」が例示されているが、公有財産登録簿及び物品登録簿について、財産台帳の登録内容をデータ管理する財産管理システムをもって当該各登録簿とする旨が会計課と管財課により相互に確認されていた。</p> <p>今後は、市有財産管理の根拠となる関係諸規程の意義を改めて確認した上で、現状の事務処理方法の合規性や有効性に留意し、より適切かつ明確で効率的な事務執行体制を整えられたい。</p>
<p>【財産管理システムの活用について】</p> <p>資産を正確に把握し、適切な資産活用を促進するためにも、財産管理システムによりデータ管理されている財産台帳が新地方公会計制度への対応を含めた共通のデータベースとして有効に機能するよう、財産管理システムを活用した全庁的な市有財産管理の仕組みの構築について積極的に推進されたい。</p>

第3 小・中学校監査

1 実施方法

小・中学校監査は、主に学校における児童及び生徒の安全が確保されているか、現金の保管及び出納が適正に行われているかについて、正確性、合規性の観点を中心として、財務監査と行政監査を併せて実施した。監査対象の選定に当たっては、過去の実施状況等を勘案して決定した。

2 実施手続

財務監査と同様である。

3 監査対象校及び監査実施日

監査対象校	監査実施日
小学校 8 校及び中学校 4 校	平成 30 年 7 月 5 日

4 監査の結果

区分	件数
指摘事項	2 件
注意事項	1 2 件
意見	2 件
計	1 6 件

(1) 指摘事項

概 要	措置公表日
【児童・生徒の安全確保について(緑が丘中学校)】 毒物や劇物を含む校内の理科薬品の保管・管理状況を記した薬品管理記録を確認したところ、点検記録の不備や学校長による確認印の欠落が見られ、理科主任による点検及び管理者への報告並びに管理者による点検結果の確認が学期ごとに実施されていなかった。 さらに、同校の理科薬品の保管・管理について規定する緑が丘中学校校内薬品管理規定においては、学期ごとの薬品残量を確認し、薬品管理記録との照合を行うことは規定されているが、管理者である学校長への点検結果の報告については規定されていなかった。	平成 30 年 8 月 7 日
【現金等の管理について(緑が丘中学校)】 平成 27 年 9 月に学務課から振り込まれた金額が学校教育研究事業の委託金を管理する学校長名義の預金通帳に残高として残されていたことから、当該振込額について調査したところ、平成 27 年度において就学奨励金の交付対象であった 2 世帯に対する修学旅行費用の一部として振り込まれた就学奨励金であると判明した。	平成 30 年 8 月 7 日

(2) 注意事項

概 要
【児童・生徒の安全確保について(清新中学校)】 理科薬品の管理について、直近で行われた実験で使用した劇物の使用記録が薬品管理記録に記載されていなかった。
【現金等の管理について(津久井中央小学校)】 学校教育研究事業の財務事務について、児童の引率に伴うバス運賃の立替えを行っていたが、使用していた立替簿に金額の項目が設けられておらず、立替額が不明確であった。
【再配当予算の執行について(谷口小学校)】 消耗品の購入に当たり、平成29年11月24日(金)に99,475円、同月27日(月)に91,661円でそれぞれ別の業者と1者随意契約をしており、総額では10万円を超えていた。
【旅費の支出について(大沢小学校、谷口小学校、新宿小学校)】 自家用自動車等で出張する際は、出張旅費算定表に出張先があるものについては同表に記載されている距離数を出張命令票兼出張命令簿(以下「命令票」という。)に記入することとなっているが、同表と異なる距離数に基づき旅費を算定していた。
【旅費の支出について(谷口小学校、大野台中学校)】 自家用自動車による出張について、往復分の旅費を支給すべきところ、片道分のみを支給していた。
【旅費の支出について(新宿小学校、内郷小学校)】 命令票に記載された算定額を旅費実績額報告書へ転記する際に記載を誤り、正しく旅費が支給されていなかった。
【旅費の支出について(津久井中央小学校、大野台中学校)】 自家用自動車による出張について、走行距離数1キロメートル未満の端数を切り捨てずに単価を乗じて算定したことにより旅費を過大に支給していた。
【旅費の支出について(大沢小学校)】 転居により住所が変更されていた教職員が、自家用自動車により出張先へ直行した際の旅費について、転居前の自宅を基に算定したことにより支給額に不足が生じていた。
【旅費の支出について(谷口小学校)】 公共交通機関を利用した出張について、命令票に運賃を誤って記載したことにより支給額に不足が生じていた。
【旅費の支出について(清新中学校)】 命令票に基づき旅費実績額報告書の作成は行われていたが、旅費が支給されていなかった。また、勤務場所から出張先までの間の定期券重複区間を除かずに、旅費を過大に支給していた。
【旅費の支出について(麻溝台中学校)】 同一月に複数回、同一出張先に出張する際は、命令票の同一内容出張日欄に他の出張日を記入することにより、他の出張日の命令票を省略することができることとなっているが、作成された2件の命令票の当該欄にそれぞれ同一日を記載したことにより、重複分の旅費を過大に支給していた。

【旅費の支出について(大野台中学校)】

自宅から出張先まで直行直帰により出張した場合の旅費について、勤務場所から出張先までの旅費(定期券重複区間を除く。)を上限とすべきところ、上限額を超える自宅から出張先までの旅費を支給していた。また、命令票に出張先とは異なる場所への距離数を記載したことにより旅費を過大に支給していた。

(3) 意見

概 要
<p>【遊具等の維持管理について】</p> <p>小・中学校に設置された遊具及び体育器具の安全点検について調査したところ、毎学期1回以上の頻度で教職員等による遊具等の日常点検が行われていたが、日常点検の結果を示す点検記録書の様式は、各学校が独自に作成しており、一部の学校では点検項目欄に遊具等の一部又は全部が記載されていない事例が見られた。</p> <p>遊具等の維持管理において安全点検は最も基本的な作業であることから、今後は、小・中学校に設置された遊具等の日常点検を効率的かつ効果的に実施し、可能な限り重大事故の発生を未然に防ぐことができるよう、国の指針等を参考としながら点検記録書の様式や点検基準の明確化を図るなど、より一層、児童・生徒の安全確保に努められたい。</p>
<p>【旅費の支出について】</p> <p>旅費の支出に関する事務を確認したところ、旅費事務の手引きとは異なる算定方法による不適切な事務処理が散見されたことから、注意事項としたところである。</p> <p>旅費の支出に当たっては、各小・中学校においては手引き等の再確認や複数職員による確認の徹底など適切な事務執行に努めるとともに、制度を所管する教職員給与厚生課においても説明会の充実等による制度の更なる周知を図られたい。</p>

第4 工事監査

1 実施方法

工事監査は、市の執行する土木工事、建築工事等の計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性、併せて工事の安全性を観点として実施した。

第1期の工事監査は、契約金額、工種、設計変更、入札方法及び工事の進捗状況を総合的に勘案し、対象とする工事を抽出して行った。

また、第2期の工事監査は、工事請負費及び施設修繕料を対象として、第3期の財務監査に併せて実施した。

2 実施手続

財務監査と同様である。

第1期は、専門的な知識を活用するため、技術士の資格を有する者を擁する団体に、計画、設計、積算及び施工技術の調査を委託して実施した。

第2期は、書面調査を中心に実施した。

3 監査対象工事、対象課及び監査実施日

	監査対象工事	監査対象課	監査実施日
第1期	・国道413号(仮称)横山トンネル道路改良工事	道路整備課、契約課及び技術監理課	平成30年11月7日
第2期	・橋本こどもセンター造成工事	こども・若者支援課、契約課、公共建築課及び技術監理課	平成31年3月18日
	・陽光園監視カメラ設置工事	陽光園及び公共建築課	
	・東林保育園外壁改修修繕 ・相原保育園床修繕 ・相武台保育園外部手摺等修繕	保育課及び公共建築課	
	・陽光園冷温水発生機分解整備修繕	陽光園及び公共建築課	

4 監査の結果

区分	第1期	第2期
指摘事項	1件	0件
注意事項	1件	3件
意見	2件	0件
計	4件	3件

(1) 指摘事項

概要	措置公表日
【契約事務における専用公印の使用手続について(契約課)】(第1期) 国道413号(仮称)横山トンネル道路改良工事に係る請負契約に関する事務を調査したところ、契約書頭書に「平成29年7月19日」の記載が、また「工期欄の契約日(議決日)」として「平成29年9月29日」の記載があった。加えて、当該頭書には4か所に、契約課において取り扱う契約に関する文書に限り使用される専用公印が押印されていたが、当該公印使用承認の記録を確認したところ、記録は平成29年9月29日の1回のみであり、仮契約の締結に係る手続が不明確であった。	平成30年12月27日

(2) 注意事項

概要
【公契約条例に規定する台帳の提出について(契約課)】(第1期) 契約に係る公契約条例に規定する台帳の写しの提出期日を調査したところ、初回分及び第2回分共に規定の期日を超えた平成30年9月25日に提出されていた。

<p>【工事等関係図書への専用受付印の押印について(公共建築課)】(第2期) 受注者から市に提出された工事等関係図書には、作成日や提出日が記載されていない上に、専用受付印が押印されていないものが多数見られ、収受の手続が確認できなかった。</p>
<p>【簡易な変更に伴う工事書類の保管について(公共建築課)】(第2期) 「設計変更、契約変更の手続きフロー【建築用】」に基づく保管方法とは異なり、簡易な変更に伴う工事打合せ書、直接工事費比較表等の工事図書が、予算執行に係る工事関係図書につづられておらず、別に保管されていた。</p>
<p>【工事打合せ書の記載内容について(公共建築課)】(第2期) 市から受注者に対し、工事打合せ書により盛土工の一部において地盤改良を中止する旨を通知していたが、設計上予定していた地盤改良を中止する理由が明確に記載されていなかった。</p>

(3) 意見

概 要
<p>【工事施工場所の安全管理について】(第1期) 共同企業体による工事の施工に当たっては、災害防止協議会等を工事事務所において独自に設置するなど、より一層、市発注工事における労働災害の防止に向けた安全管理に努められたい。 また、台風の影響による法面崩壊現場に近接しており、予測されない危険が発生する可能性もあることから、常に安全を優先して行動されたい。</p>
<p>【仮契約事務について】(第1期) 仮契約及び本契約に係る事務手続が明確にされていなかった。 今後は、仮契約を締結する場合の公印使用承認や本契約へ移行する際の手続を含めた適切な事務処理手順の明確化を図るなど、議会の議決に付すべき契約に関する事務の透明性、公正性の確保に努められたい。</p>

第5 財政援助団体等監査

1 実施方法

財政援助を行っている団体、出資団体、債務保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対する監査は、団体において当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを観点として、次のとおり実施した。

併せて、監査対象団体を所管する市の局部等の当該団体への指導、監督が適切に行われているか等についても監査を実施した。

【指定管理者監査】

公の施設の指定管理者に対しては、当該施設の設置目的を達成するために効果的な管理が行われているかについて、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、管理に係る事務の執行及び収支会計経理の事務が、協定書等に基づき適正に行われているかという合規性、市民サービスの向上が図られているかという有効性を観点として実施した。

なお、平成30年度は、これまで監査を実施していなかった公の施設を管理している団体に着目して監査を実施した。

2 実施手続

財務監査と同様である。

実施計画の策定及び監査の手続に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

3 指定管理者監査の対象、市所管課及び監査実施日

(1) 対象施設

相模原市立環境情報センター

(2) 指定管理者

株式会社ウイツコミュニティ

(3) 市所管課

環境政策課

(4) 監査実施日

平成30年10月25日

4 監査の結果

区分	指定管理者	市
指摘事項	3件	1件
注意事項	0件	0件
意見		3件
計	3件	4件

(1) 指摘事項

ア 指定管理者

概 要	措置公表日
【指定管理業務に係る出納事務について】 (ア) 平成29年度の収支決算書について a 施設利用料金等について、収入金額と通帳の入金記録が一致していることが確認できなかった。さらに、現金受払簿が備えられていなかったため、収入金額の記録が正確であるか確認できず、収支決算書の計数が正確であることも確認できなかった。 b 施設利用料金等以外の雑収入について、6か月分の自動販売機手数料が収支決算書に反映されていなかった。 c 消耗品費、備品購入費、報償費等について、二重又は三重に計上されているものがあつた。 d 平成29年度に実施した事業に係る費用が翌年度の会計資料に記録されており、収支決算書に反映されていないものがあつた。 e 福利厚生費の内容が決算額と一致していなかった。	平成31年 3月19日

<p>f 予算額と決算額のかい離が大きい委託費について、コンサルタント料の積算根拠が不明確であったため、会計資料の記録が正確であることが確認できなかった。</p> <p>(イ)平成30年4月分及び5月分の月次報告について</p> <p>a 施設利用料金の現金入金額が会計資料と一致していなかった。</p> <p>b 施設利用料金の振込入金額が通帳の記録と一致していなかった。</p> <p>(ウ)平成30年5月分の収入及び支払事務について</p> <p>a 収入1件及び支出10件について、会計資料への記録が確認できなかった。</p> <p>b 講師謝礼2件について、源泉徴収が行われていなかった。</p>	
<p>【現金の管理状況について】</p> <p>(ア)協定書に基づき指定管理者が整備しなければならない現金の管理に関する規定等が整備されていなかった。</p> <p>(イ)現金受払簿が備えられていなかった。そのため、銀行口座への預入ごとの内訳が不明確であった。さらに、現金と帳票記録が一致せず、現金の在高の根拠が確認できなかった。</p> <p>(ウ)銀行口座への預入が不定期であり、約50日間、預入が行われていなかった。</p>	平成31年 3月19日
<p>【備品の管理状況について】</p> <p>協定書において、指定管理業務に係る会計の中で購入された物品は市の所有に属するものとされ、物品を取得した旨の報告を行うことが定められているが、平成29年度に購入した物品について市への報告が確認できなかった。</p>	平成31年 3月19日

イ 市所管課

概 要	措置公表日
<p>【指定管理者に対する財務に関する事務について】</p> <p>指定管理業務において、現金管理に関する規程等や帳簿の未整備をはじめ、不適正な会計処理が多数見られ、その結果、市が受領した月次報告及び収支決算書の内容が不適正であった。</p> <p>また、協定書に定める指定管理者が物品を取得した旨の報告を市は受けていなかった。</p>	平成31年 3月19日

(2) 意見

概 要
<p>【収支予算書の変更に係る協議について】</p> <p>収支予算書の変更に係る協議が行われていなかったため、市は指定管理者との連携を密にし、必要な協議等を適時かつ適切に行うことにより、管理経費の適正な執行を図られたい。</p> <p>併せて、収支予算書の変更など協定書に基づく協議の対象となる事項の範囲を相互に確認した場合や、当該協議を行った場合には、その内容を明確にし、透明性の確保を図られたい。</p>

【モニタリングにおける成果指標について】

成果指標は、指定管理者が実施した事業等によりもたらされた成果を客観的に評価できるよう数値化するもので、指定管理者選考委員会によるモニタリングにおける評価の指標の一つとなるものである。

成果指標に基づく客観的な評価や検証が求められることから、成果指標の設定に当たって相互に協議を行った場合には、その経過を記録するなど、公平性、透明性の確保に努められたい。

【指定管理者制度導入施設における会計について】

現金管理に関する規程等や帳簿の不備に対する指定管理者の認識の欠如はもとより、収支決算書の内容が適正性を欠いていたという指定管理者制度において会計そのものの信頼性が損なわれかねない大変遺憾な状況であった。

指定管理業務の点検・指導やモニタリングの在り方の再検討を行うなど、指定管理業務の適正性の確保を図られたい。

第6 監査の結果から把握した不適正な事例の主な要因

1 法令・条例等の規定の確認不足

<p>法令等の確認不足により事務処理を誤ったもの</p>	<ul style="list-style-type: none">* 公契約条例に基づき契約書に定めるものとされている事項が定められていなかった。* 契約規則に基づき契約書に記載することが必要とされている「監督及び検査」について規定されていなかった。* 介護保険法施行令に基づく公示や認可が行われていなかった。* 生活保護費の支給事務において、会計規則に規定されている前渡金受払簿が作成されていなかった。* 管理する自動車の一部について道路運送車両法に定める定期点検整備を実施していなかった。
-------------------------------------	---

2 検証事務の不足

<p>受注者等から提出を受けた書面等について、内容の正確性や必要な要件を満たしているかどうかの確認が不足していたもの</p>	<ul style="list-style-type: none">* 清掃業務について仕様書に添付された基準表と実施報告書に相違が生じていた。* 契約書に定められた点検報告書の提出が確認できなかった。* 指定管理者から提出された事業計画書に再委託に係る業務内容は記載されていたものの、再委託先が記載されていなかった。また、施設点検業務等に関し、事業計画書に協定書と相違する年間実施回数が記載されていた。* 点検業務の検査・検収を行った上で支払を行うべきところ、年次点検前に手数料の支払が行われていた。
---	--

	<p>* 委託料の根拠としている「委託明細」と受注者から提出された「業務報告書」の記載内容に相違があったが、「委託明細」に基づいて委託料の支払が行われていた。</p> <p>* 再委託先が点検を実施していたにもかかわらず、受注者が作成した報告書が提出されており、再委託先が作成した報告書の提出が確認できなかった。</p>
--	--

3 競争性・公平性・透明性の確保についての認識不足

<p>随意契約を行うに当たって、競争性・公平性・透明性に対する意識が不足していたもの</p>	<p>* 旧相武台まちづくりセンター低濃度廃棄物収集運搬処分業務委託における1者随契理由書について、当該契約の相手方を選定するに至った過程が不明確であった。</p>
---	--

4 事務処理の遅延・失念

<p>事務の進行管理が適切に行われなかったことで、必要な事務処理の遅れや処理漏れが生じていたもの</p>	<p>* 委託業務の一部再委託において、契約課長から発出されている「入札・契約事務の適正な執行について」に定められた事前の承諾が行われていなかった。</p> <p>* 契約書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める、契約の相手方が業務を再委託した場合の再委託先の作業責任者等の届出等が提出されていなかった。</p> <p>* 財産管理システムにおいて、滅失した建物や処分済みの物品が登録されたままになっていた。</p>
---	--

5 財務会計事務・出納事務に係る内部統制不足

<p>財務取扱職員や複数職員によるチェックが徹底されておらず、内部統制が不足していたもの</p>	<p>* あじさい大学受講者負担金について、入学決定の決裁処理が行われないうまま、負担金が徴収されていた。</p> <p>* 生活保護費の住宅扶助における契約更新料において、誤った世帯上限額を適用して支給したことにより支給不足が生じた。</p> <p>* 旅費の支出において、算定誤りによって過払いや支給不足となっていた。</p> <p>* 対象世帯に対する修学旅行費用の一部として振り込まれた就学奨励金が、学校長名義の預金通帳に残高として残されていた。</p>
---	---

第7 監査の結果に基づく意見

1 内部統制体制の構築等について

人口減少社会における地方公共団体には、多様なニーズに対し、よりきめ細やかな対応が求められていると同時に、それらの行政サービスを支える制度は多様化、複雑化している。また、情報化の進展により、飛躍的に事務の効率化が可能となった一方、データ化に伴う個人情報の流出やシステム障害等、不適正な事務処理のリスクは拡大する傾向にある。

平成30年度の監査結果においては、公契約条例の対象となる業務委託契約において定めるべき事項の一部や契約規則により契約書に記載しなければならない監督及び検査の条項が欠落していた事例、公金支出の根拠である検査・検収をおろそかにした事例、契約の相手方が業務の一部を再委託する場合における書面による事前の承諾を行っていなかった事例など、従前から指摘事項等としていたにもかかわらず、依然として契約事務に係る不適正又は不適切な事務処理の事例が見られた。また、市有財産の管理事務において、財産台帳の登録内容を管理するための財産管理システムと、財産に関する調書の基となる管財課の財産調のデータにおいて、建物の面積や物品の数量、種目等が一致しない事例や、すでに滅失した建物や処分済みの物品が登録されたままになっていた事例など、財産管理事務においても適正性に欠ける事例が見られた。

こうした状況は、組織としてのリスク管理が不十分で、内部統制が機能していなかったことに起因するものと言わざるを得ない。

令和2年度から、適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るための地方自治法の一部改正により市長による内部統制に関する方針の策定、これに基づく必要な体制の整備、内部統制評価報告書の議会への提出等が義務付けられたところであり、内部統制は、事務の管理及び執行の主体である市長自らが、事務上のリスクを識別及び評価した上で、その対応策を講じることによって事務の適正な執行を確保するものである。

本市においても、内部統制制度の円滑な導入に向けた所要の取組が進められているが、行政の信頼性及び透明性の確保を図るため、職員一人ひとりが事務に潜むリスクを可視化してリスク発生の回避及び発生時の損失の最小化に取り組むことにより、組織として事務の一定の水準を確保し、かつ、遅滞なく業務を遂行できる体制の構築とともに、税を主な財源として取得された資産である財産及び現金並びに知的財産、住民に関する情報等が、不正に又は誤った使用、処分等がされることのないよう適切な保全を図るための体制の構築に速やかに取り組まれるよう、強く要望する。

2 指定管理業務の適正性の確保について

財政援助団体等監査においては、相模原市立環境情報センターの指定管理業務について、現金管理に関する規程等や帳簿の未整備をはじめとする不適正な会計処理

が多数見られ、協定書に定める経理を明らかにするための独立した会計が設けられているとは言い難い状況であった。その結果として、市が受領した収支決算書等の内容が適正性を欠いていたという、指定管理者制度における会計そのものの信頼性が損なわれかねない大変遺憾な状況であった。

指定管理者制度導入施設の運営は、基本的には指定管理者に委ねられているところであるが、公の施設の設置者としての責務を果たす必要があることから、市は指定管理者との連携を密にし、協定書に基づく必要な協議、指示等を適時かつ適切に行うことにより管理経費の適正な執行を図るとともに、指定管理業務の点検・指導やモニタリングの在り方の再検討を行うなど、指定管理業務の適正性の確保に努められたい。

第2章 平成30年度の検査実施状況

第1 例月現金出納検査

例月現金出納検査の実施方法及び実施手続を次のように定め、検査を実施した。

1 実施方法

例月現金出納検査は、会計管理者及び企業出納員の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金)の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの合规性を観点として実施した。

- (1) 各月の収支計算の正否を検査する。
- (2) 関係諸表等の計数の正否を検査する。
- (3) 現金、預金残高の正否及び歳計現金管理の適否を検査する。
- (4) 証書類は、適法なものかを検査する。
- (5) 収入及び支出書類の適否を検査する。

2 実施手続

- (1) 監査委員は、会計管理者及び市長に対して、検査の実施を通知する。
- (2) 監査委員は、事務局長をして、実施計画に基づき検査の手続を行わせるものとする。
- (3) 事務局長は、監査委員に対して、検査の手続が終了したときは、その結果を報告する。
- (4) 監査委員は、検査を実施し、その結果を講評する。
- (5) 監査委員は、議長及び市長又は財産区議会議長及び財産区管理者としての市長に対して、検査の結果を提出する。

3 検査の結果

12回実施した各月の例月現金出納検査の結果、公金の収支計数及び出納事務について、正確及び適正であることを確認した。

第3章 平成30年度の審査実施状況

第1 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査及び基金運用状況審査の方法を次のように定め、審査を実施した。

1 一般会計、特別会計及び川尻・中沢財産区特別会計

(1) 審査の方法

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、財務監査及び例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

(2) 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数は正確であると認められた。

各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数は正確であると認められた。

各会計の決算内容及び予算執行状況等については、おおむね適正であると認められた。

決算の概要等については、審査の内容に記述するとおりである。

なお、決算審査意見書において意見を付した事項及び財務監査等において意見を付した事項については、今後検討し、又は改善するよう要望する。

(3) 平成29年度決算審査における意見

ア 一般会計、特別会計

(はじめに)

平成29年度の当初予算編成は、少子高齢化の進行など本格的な人口減少社会を迎える中、市税収入の大幅な増加が期待できない一方で、高齢化の進行等に伴う扶助費を中心とした経費が増大し、将来の都市力向上や圏域全体の発展をリードするまちづくりに向けた取組が本格化することや、老朽化する公共施設の改修・更新への対応が必要になるなど、引き続き、厳しい状況が続くとの見通しの下に行われた。

平成29年4月の政府「月例経済報告」によれば、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復して

いくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と報告されている。

こうした中、初年度となる新・相模原市総合計画後期実施計画の着実な推進を図るため、「全ての市民が安全で安心して、心豊かに暮らせるまちづくり」「次代を担う子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり」「にぎわいと活力に満ち、多様な交流が生まれる都市づくり」「環境を守り、自然と共生する社会づくり」「地域の個性が光り、市民が主役のふるさとづくり」の5つを柱に市政運営が進められた。

「全ての市民が安全で安心して、心豊かに暮らせるまちづくり」では、障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障害者差別解消法などを踏まえた啓発活動や、障害者週間のつどいの開催等、障害者への理解の促進や権利擁護の推進が図られた。また、障害者の自立や社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」が策定されるとともに、視覚障害者情報センターの設置、高齢者福祉の充実として介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療と介護の連携の推進、第7期相模原市高齢者保健福祉計画の策定などが行われた。

「次代を担う子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり」では、子どもを生き育てやすい環境づくりとして各区への子育て支援センターの設置や小児医療費や妊婦健康診査費の助成、保育所待機児童対策の推進として民間保育所の整備や認定保育室への運営費助成、放課後子ども総合プランの推進として児童クラブの運営や放課後子ども教室が実施されたほか、学校教育・教育環境の充実に向け、小中学校における校舎改造やトイレ改修、空調設備の整備などが行われた。

また、子どもや若者が夢と希望を持ち、自立し、活躍ができるよう、ライフステージに応じた施策の充実強化に取り組むため、こども・若者未来局が設置された。

「にぎわいと活力に満ち、多様な交流が生まれる都市づくり」では、広域交流拠点の形成としてリニア中央新幹線の建設促進や橋本駅周辺整備に向けた取組、相模原駅周辺整備に向けた取組として相模総合補給廠一部返還地における南北・東西道路の供用が開始されたほか、広域交通ネットワークの充実として小田急多摩線の延伸に向けた取組や、地域産業の活性化としてさがみはら産業集積促進方策(STEP50)の推進などが行われた。

「環境を守り、自然と共生する社会づくり」では、地球温暖化対策としての燃料電池自動車の普及促進や資源循環型社会の形成として北清掃工場の長寿命化に向けた改良工事等が進められたほか、自然環境の保全として生物多様性の保全に関する取組や(仮称)相模原市市民の森の整備に向けた取組などが行われた。

「地域の個性が光り、市民が主役のふるさとづくり」では、麻溝まちづくりセンター・公民館の移転整備、清新公民館の大規模改修、青根公民館の再整備やスポーツ・文化の振興として相模原麻溝公園競技場の夜間照明設備の整備が行われ

るとともに、相模総合補給廠の共同使用区域におけるスポーツ・レクリエーションゾーンの整備に向けた取組のほか、本市の魅力の向上とシティセールスとして2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組が行われ、ブラジル選手団やカナダボートチームが市内での事前キャンプ実施を決定した。

なお、これら施策を継続的かつ効果的に推進するため、第2次さがみはら都市経営指針・実行計画に基づき、市民協働や公民連携の推進、事務事業の精査と効率化、行政サービスの適正化の取組が行われたほか、積極的な歳入確保への取組として、財源確保に向けたネーミングライツ制度の実施や広報紙などの有料広告収入の確保、債権回収対策の強化などが行われた。

(財政状況)

本市の財政状況を平成29年度の普通会計決算で概観すると、前年度に比べ歳入は352億1,026万円(13.7%)、歳出は334億1,461万円(13.4%)、それぞれ増加している。

財政指標から捉えてみると、財政基盤の強弱を示す「財政力指数」については、指数が「1」以上であれば財政的にゆとりがある状態を示すとされており、地方交付税制度では「1」以上の団体は普通交付税の不交付団体となっている。平成29年度の財政力指数(単年度ベース)は前年度に比べ0.022ポイント低下し、0.896となり、「1」を下回っている。

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税、普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表し、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、この比率が80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされるが、平成29年度は98.4%と前年度に比べ4.1ポイント改善したものの、近年は90%を超えて推移しており、財政構造は依然として硬直化していると言わざるを得ない。

決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表した「実質収支比率」は、標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされているが、前年度を0.2ポイント上回り4.7%となっている。

また、行政活動の多様化に対し、地方公社や第三セクターの状況を含めた地方公共団体の中長期的な財政運営の健全化を判断する財政健全化判断比率においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額はなく、実質公債費比率は2.9%、将来負担比率は39.0%で早期健全化基準内の数値となっている。また、公営企業における資金不足比率においても、資金不足額は無い。

現在の本市の財政状況は、将来の市債の償還財源である減債基金も適切に積み立てられ、中長期的な財政運営を示す指標等からも、健全財政を維持していると認められる。

経常収支比率の改善など、財政状況はわずかに好転したが、扶助費などの増加や公共施設の老朽化への対応など、財政需要が増大する中においては、今後とも様々なリスクに備えた上で歳入歳出全般にわたるきめ細かな見直しを不断に行い、

各種財政指標の動向等を引き続き注視しつつ、財政規律に配慮し、中長期的視点に立った健全な財政運営に努めるよう要望する。

(歳入・歳出)

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入 4,785 億 5,066 万円、歳出 4,647 億 6,844 万円となり、前年度と比べ、歳入では 376 億 8,919 万円(8.5%)、歳出では 349 億 278 万円(8.1%)と、それぞれ増加となっている。

一般会計の歳入では、歳入の根幹をなす市税が前年度に比べ 16 億 7,643 万円の増加となった。これは国内外の需要回復や円安などに伴う企業収益の改善などによる法人市民税の増加や、納税義務者の増加などによる個人市民税の増加などによるものである。また、市税は市政運営に必要な不可欠な自主財源であるため、その収入の確実な確保が求められるところであるが、本年度の調定額に対する収入額の率を示す収入率は約 97.0%で、前年度と比較すると 0.5 ポイント上昇している。なお、歳入に占める市税の割合は 39.4%で前年度に比べ 4.6 ポイント低下し、市税などを含めた自主財源の歳入に占める割合は 50.8%で前年度に比べ 7.7 ポイント低下した。

次に、収入未済額は 65 億 1,437 万円で、前年度に比べ 4 億 3,983 万円の減少となっている。収入未済額の主なものは市税の 33 億 3,122 万円であるが、現年課税分未納者に対する「納付お知らせセンター」からのお知らせや早期督促とともに、休日・夜間の納税相談窓口の開設、電話や臨戸訪問による納付督促、財産差押等の滞納処分、公売等換価処分の強化などの収納対策に取り組んだことにより、前年度に比べ 4 億 4,288 万円の減少となった。また、不納欠損額についても前年度と比較し、2,869 万円減少の 2 億 8,592 万円となった。市税以外では、公立、私立を合わせた保育料の収入未済額が 1 億 6,487 万円で前年度と比較し 1,802 万円減少し、不納欠損額は 1,409 万円で前年度比較で 1,191 万円の減少となった。市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、債権の管理に関する条例に基づく全庁的な収納対策の強化に引き続き取り組むとともに、より一層納税しやすい環境づくりや納税意識の高揚を図るなど、多様な手段を講じて市税等の収納率の向上に取り組まれない。

市債については 258 億 3,550 万円で、前年度と比較すると 86 億 4,360 万円の増加となっている。歳入決算額に占める市債収入済額の割合は 8.9%で、前年度と比較すると 2.2 ポイント上昇しており、市債の年度末現在高は 2,685 億 9,598 万円で、前年度と比較すると 51 億 6,349 万円の増加となっている。市債は長期にわたって償還義務を負う借金であり、後年度の財政運営に著しく影響を与えるものであることから、各種財政指標に留意し、適切な市債発行に努めるよう要望する。

歳出における性質別内訳では、義務的経費の構成比は 62.4%で前年度に比べ 4.3 ポイント上昇しており、投資的経費は 5.9%で 0.4 ポイントの低下、その他経費は 31.7%で 3.9 ポイント低下した。義務的経費の内訳では、人件費が 270 億 1,550 万円、扶助費が 30 億 4,011 万円、公債費が 8 億 6,237 万円、それぞれ増加となっ

ている。

義務的経費の増大により、投資的経費の割合は減少傾向にあるが、行政需要に見合った投資的事業の実施に当たっては、国・県補助金及び交付金や事業者からの負担金など、特定財源の確保に努めるよう要望する。

次に、特別会計のうち、国民健康保険事業特別会計についてであるが、歳入の主なものである国民健康保険税は、157億7,320万円で前年度に比べ12億1,618万円の減少となっている。収入未済額は77億1,111万円で前年度に比べ6億7,990万円、8.1%の減少となっており、収入率は64.0%で前年度に比べ0.1ポイント低下している。

平成30年4月から、国民健康保険の安定的な運営を図るため都道府県単位化がスタートした。国民健康保険は国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしているが、加入者の年齢構成や医療費水準も高いことなどから財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。決算補填等を目的とした法定外繰入金金の段階的な削減や、国民健康保険税収納率の向上、収入未済額の削減など、医療費・保険給付の適正化を図るため平成29年10月に策定された「相模原市国民健康保険財政健全化方針」等に基づく効果的、効率的な事業の実施により、安定した医療給付及び健全な事業の運営に取り組みたい。

(まとめ)

景気動向の先行きについて、平成30年7月の政府「月例経済報告」では「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、平成30年7月豪雨の経済に与える影響に十分留意する必要がある」とされているが、本市の財政見通しについては、歳入は市税収入の大幅な増加が期待できない一方、歳出は扶助費などの増加や老朽化する公共施設の改修・更新への対応が必要となることから、平成31年度以降は、より一層収支の均衡を保つことが難しくなるものと見込まれている。

地方自治法の改正により、平成32年度から市長による内部統制に関する方針の策定、これに基づく必要な体制の整備、内部統制評価報告書の議会への提出等が義務付けられた。人口減少社会における地方公共団体には、多様なニーズに対し、よりきめ細やかな対応が求められていると同時に、それらの行政サービスを支える制度は多様化、複雑化している。また、情報化の進展により、飛躍的に事務の効率化が可能となった一方、データ化に伴う個人情報の流出等、不適正な事務処理のリスクは拡大する傾向にある。また、頻発する大規模自然災害により本市が被るリスクにも十分留意する必要がある。

全ての職員が本市を取り巻く現状と課題を十分に認識し、これまで以上に危機意識と責任感を持ちながら今後の取組を進めていくことが重要であることから、将来にわたり安定して質の高い行政サービスを提供していくため徹底した事業の

精査や見直し、一層の歳入の確保等の取組を更なる創意工夫と責任をもって、積極的に推進するよう要望する。

イ 川尻財産区特別会計

相模原市基本構想では、基本目標の1つに「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げているところである。

本市の豊かな森林は、木材の生産はもとより、水源かん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、市民に様々な恩恵と快適でやすらぎと潤いのある生活環境をもたらすものであり、財産区財産はこの一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、引き続き財産区財政の健全な運営に努められるよう要望する。

ウ 中沢財産区特別会計

相模原市基本構想では、基本目標の1つに「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げているところである。

本市の豊かな森林は、木材の生産はもとより、水源かん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、市民に様々な恩恵と快適でやすらぎと潤いのある生活環境をもたらすものであり、財産区財産はこの一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、引き続き財産区財政の健全な運営に努められるよう要望する。

2 下水道事業会計

(1) 審査の方法

審査に当たっては、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3条に規定する企業の経営の基本原則を踏まえ、下水道事業会計の決算書類及び決算附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、計数に誤りはないかを検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

(2) 審査の結果

審査に付された相模原市下水道事業会計決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、記載金額等の計数は関係諸帳簿等と符合し、予算の執行状況、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査の意見、決算の概要等については、次のとおりである。

なお、決算審査意見書において意見を付した事項については、今後検討し、又は改善するよう要望する。

(3) 審査の意見

(はじめに)

本市の下水道事業は、将来にわたり下水道経営を持続していくための基本的な方向性を示す「相模原市下水道ビジョン」や「相模川流域下水道計画」を上位計画とした「相模原市下水道基本計画」を基本として、施設の長寿命化や改築・修繕費等の平準化、地震対策が示された「相模原市下水道施設維持管理計画」や「相模原市下水道施設地震対策事業計画」、都市化の進展に伴う流出量の増加と保水機能の低下に起因する新たな浸水被害の解消への取組が示された「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」などに基づいた事業が着実に進められている。

一方で、総務省は施設等の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少など公営企業をめぐる経営環境の厳しさを指摘しつつ、中長期的な視野に基づく計画的な経営や経営健全化等を行うことが必要であるとし、中長期的な経営計画である「経営戦略」の策定を通じ、経営基盤の強化などに取り組む必要がある旨を平成26年8月に通知し、また、平成27年12月の経済財政諮問会議で決定された「経済・財政再生計画改革工程表」において、平成32年度までに「経営戦略」の策定率を100%とすることが明記された。

経費負担原則に基づき繰出金を負担している一般会計についても、社会保障関係経費などの増大が見込まれる中、これまでも増して本市の下水道事業を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

こうした中、平成29年度は、浸水対策として緊急雨水対策事業実施計画に基づく雨水幹線整備事業や、下水道施設地震対策事業計画に基づく施設の耐震化、下水道施設維持管理計画に基づく施設の計画的な更新、合流式下水道の分流化事業などが行われた。また、津久井地域の汚水管渠整備や、市設置高度処理型浄化槽の整備などの未普及対策が進められた。なお、今後の長期的な下水道事業経営に資するため、資本費の考え方を企業債の元利償還金ベースから減価償却費及び企業債利息ベースへ改める「相模原市下水道事業会計繰出基準」の見直しが行われ、平成29年度当初予算編成から適用された。

平成29年度末の公共下水道事業の処理区域面積は7,650ha、前年度末に比べ59ha増加し、処理区域人口は693,383人、前年度末に比べ2,327人増加し、処理区域人口普及率は96.6%で0.1ポイント上昇した。水洗化人口は686,831人で、前年度末に比べ2,656人増加し、水洗化率は99.1%で、前年度末に比べ0.1ポイント上昇した。また、市設置高度処理型浄化槽は、前年度末に比べ131基増加し、974基が設置されており、引き続き水源地域における水質環境の保全に重要な役割を担うものとなっている。

(予算執行状況)

平成29年度の下水道事業全体における予算の執行状況を見ると、収益的収入は予算額161億6,830万円に対して、決算額は162億9,485万円(収入率100.8%)、収益的支出は予算額156億9,973万円に対して、決算額は149億466万円(執行率94.9%)となっている。

また、建設改良費の予算額87億7,926万円のうち、国庫補助金の追加交付など

に伴う 28 億 9,552 万円を翌年度に繰り越したことにより、資本的収入は予算額 91 億 4,327 万円に対して、決算額は 56 億 8,096 万円(収入率 62.1%)、資本的支出は予算額 162 億 864 万円に対して、決算額は 121 億 4,121 万円(執行率 74.9%)となっている。

公営企業である下水道事業は、将来にわたり安定的かつ継続的な経営が求められている。そのためには、計画的かつ効率的に事業運営が行えるよう、早期に「経営戦略」を策定し、中長期的視点に立った年度計画としての予算を編成し、適切に執行されたい。

(経営成績)

経営成績については、下水道事業全体での営業損益を見ると営業収益は 105 億 3,420 万円、営業費用は 123 億 8,934 万円で、18 億 5,514 万円の営業損失となっている。また、主たる営業活動に伴って生じる維持管理費、職員給与費、減価償却費等の営業費用を、下水道使用料等の営業収益でどの程度賄っているかを示す営業収益対営業費用比率は 85.0%(前年度比 +5.2 ポイント)であった。一方で、主たる営業活動以外の原因から生じる営業外損益は減価償却費に対する一般会計からの負担分等による他会計負担金 27 億 3,264 万円や、補助金等を長期前受金として一旦負債の部に計上し減価償却見合いで収益化した長期前受金戻入の 22 億 8,375 万円などにより 29 億 6,804 万円の営業外利益となっている。その結果、経常的に発生する収益とそれに要する費用を比較した経常損益は、11 億 1,289 万円の経常利益となっており、全体の経常収益と経常費用を対比した経常収支比率は 107.7%(前年度比 +5.7 ポイント)となっている。

また、一般会計繰入金を企業債償還時に受け入れたことによる過年度長期前受金戻入 3,110 万円や、下水道使用料未賦課分等を賦課したことによる過年度損益修正益 506 万円を特別利益として計上したことから、当年度純利益は 11 億 4,907 万円となっている。特別利益における過年度長期前受金戻入については、元金償還のための一般会計繰入金が、対応する減価償却費を上回り、営業外収益の長期前受金戻入として収益化できなかった過年度の減価償却費見合い分を遡及して収益化し、計上しているものである。

全体の総収益と総費用を対比した総収益対総費用比率は、108.0%(前年度 +4.0 ポイント)となっている。経営の収益性を示す指標は、その率が高いほど収益性が良好であるとされており、引き続き、収益性を考慮しつつ、中長期的視点に立った安定的な経営に取り組むよう要望する。

(財政状態)

平成 29 年度における下水道事業会計全体の資産総額は 2,517 億 1,266 万円で、前年度末に比べ 15 億 3,189 万円(0.6%)減少している。

資金調達源を示す負債、資本のうち負債の総額は 1,502 億 839 万円であり、固定負債が企業債償還を主因に 31 億 7,390 万円減少したことなどから前年度末に比べ 26 億 8,096 万円(1.8%)減少している。また、資本の総額は 1,015 億 426 万円

である。これは資本金が利益剰余金からの組入により増加したことに加え、利益剰余金が 10 億 639 万円増加したことなどから前年度末に比べ 11 億 4,907 万円 (1.1%)増加したものである。

使用料の収入状況を見ると、未収金は 17 億 3,884 万円で前年度に比べ 1,240 万円減少し、不納欠損額は 634 万円で前年度に比べ 251 万円の減少となっている。

事業運営に当たり、使用料は収入の根幹をなすものであり、受益者負担の原則や公平性の観点からも、未賦課、誤賦課が生じないように引き続き適切な賦課徴収事務の執行に努めるとともに、滞納未収金の更なる削減に向けて積極的に取り組まれない。また、不納欠損処分に当たっては適正に行うとともに、より慎重を期すよう要望する。

企業債については、前年度に比べ発行額、償還額が共に増加している。平成 29 年度末の企業債未償還残高は 855 億 3,392 万円と、前年度に比べ 31 億 1,171 万円の減少となっている。

施設の改築・更新に伴う費用の調達財源である企業債については、今後の経営においてその償還が大きな負担とならないよう計画的な発行に努めるとともに、経営の安全性を示す指標の分析を通じ、経営基盤の安定性を確保されたい。

また、平成 29 年度の国の財政制度等審議会において、下水道事業は受益者負担の観点から汚水に係る下水道施設の改築について、排出者が負担すべきとの考え方が提示された。国庫負担が無くなった場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるるとともに、一般会計への負担も増加することが懸念されることから、下水道の公共的役割に対する国の責務を踏まえ、下水道施設の改築に対する国庫負担の確実な継続を国に対し強く要望されたい。

(一般会計繰入金)

地方公営企業法は企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされている。しかし、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費やその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省から各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われているところである。本市においては、「繰出基準」を基本として、地方財政計画以外に一般会計が負担すべき事業も含め、受益と負担の在り方の観点から「相模原市下水道事業会計繰出基準」により繰出額の基準が定められている。

一般会計からの繰入金の状況を見ると、収益的収入に44億6,640万円、資本的収入に2億8,360万円、合計47億5,000万円となっており、いずれも当該基準に基づく繰入金であった。

(まとめ)

本市の下水道事業は、昭和42年の事業着手から既に50年が経過した。今後は改築や更新のための維持管理経費等が確実に増大することや、将来人口の減少、節水型社会の定着に伴う使用料収入の減少などが見込まれることから、施設の効果的な老朽化対策や効率的な整備、管理による経費の縮減が求められている。このため、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、中長期的な視点に立った経営の基本計画としての「経営戦略」を早期に策定し、「経営戦略」に基づく目標管理によって計画的かつ合理的な経営を行うことが必要である。

下水道は市民生活に欠かすことのできないインフラである。今後とも安定的、継続的にサービスを提供できるよう、職員の経営意識の更なる向上や事業経営に関する積極的な情報提供に努めるとともに、経営成績、財政状態の収益性や安全性を示す経営指標の動向等を注視し、経営基盤の強化に着実に取り組むよう要望する。

第2 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の実施手続を次のように定め、審査を実施した。

1 実施手続

(1) 形式審査

算定書類が総務省の定める様式で作成されているか、算定書類に記載された計数が決算統計等の関係諸帳簿を基に正確に計上されているか等を確認する。

(2) 実質審査(計数分析)

各比率の対象となる会計等は適正か、計上額に関係諸帳簿との不整合や含むべき金額の遺漏、重複はないか等を確認する。

(3) その他

審査に当たっては、必要に応じて関係部局から説明を聴取する。

2 審査の結果

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	平成29年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	11.25
連結実質赤字比率	-	16.25
実質公債費比率	2.9	25
将来負担比率	39.0	400

実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」を表示

平成29年度については、すべての比率が早期健全化基準内に収まっている。

用語の説明

実 質 赤 字 比 率 ... 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連 結 実 質 赤 字 比 率 ... 全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率(財産区特別会計を除く。)

実 質 公 債 費 比 率 ... 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将 来 負 担 比 率 ... 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

早 期 健 全 化 基 準 ... 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、財政の早期健全化のための計画を策定・公表しなければならない。

(2) 資金不足比率

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	平成29年度	経営健全化基準
下水道事業会計	-	20
簡易水道事業特別会計	-	20

資金不足額がない場合は、「-」を表示

平成29年度については、各会計とも資金不足比率が経営健全化基準内に収まっている。

本市においては、下水道事業会計及び簡易水道事業特別会計の2会計の資金不足比率が対象となる。

用語の説明

資金不足比率 ... 公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

経営健全化基準 ... 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、経営の健全化のための計画を策定・公表しなければならない。



相模原市監査委員事務局

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号